

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求人をご指定ください。

保険金・給付金等の受取人(被保険者)が、病気やケガにより保険金・給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(または保険契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

保険金請求受付専用ダイヤル ☎️ 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- この保険では、契約者貸付はお取り扱いしていません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎️ 0120-555-835
受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。
お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社
https://www.tmn-anshin.co.jp/
カスタマーセンター
<商品についてのご案内>
☎️ 0120-300-352
<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>
☎️ 0120-016-234
受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

東京海上日動あんしん生命の

あんしん就業不能保障保険
就業不能保障保険(無解約返戻金型) [無配当]



2022年2月



商品パンフレット

契約年齢
15歳～70歳

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命

ご注意いただきたいこと
この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

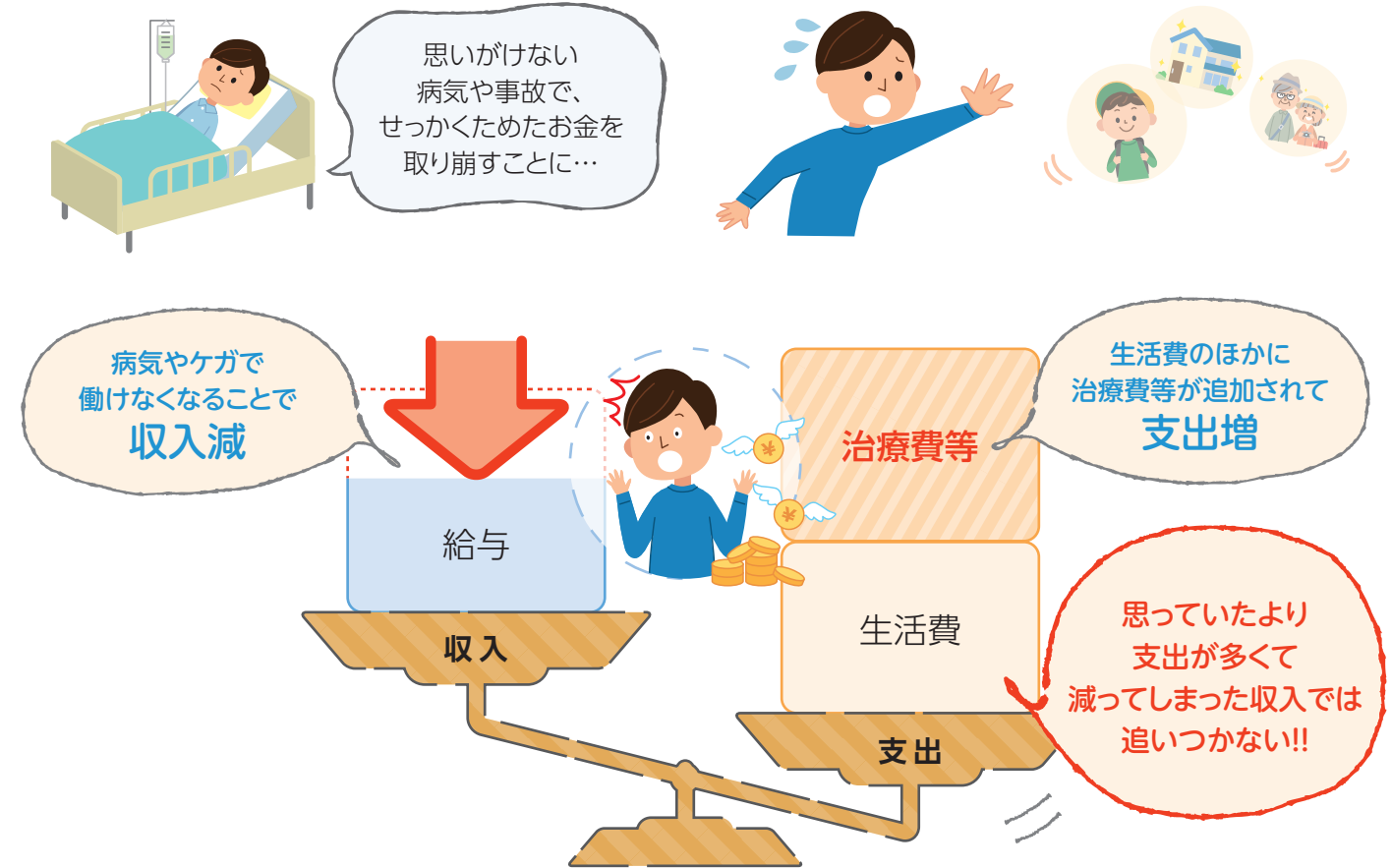
お金を「ためる」「ふやす」で将来でも、**もしものこと**が起きたら…その

来の夢をかなえたいですね！
夢をかなえることができるでしょうか？

計画的な貯蓄や投資で夢の実現へ



病気や事故による入院、さらに働けない状態になると…

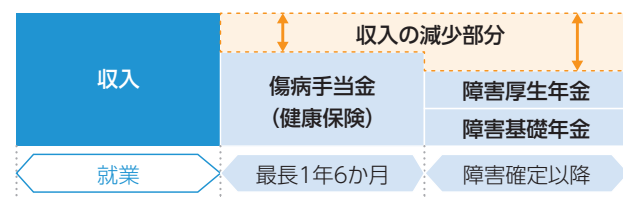


Check!

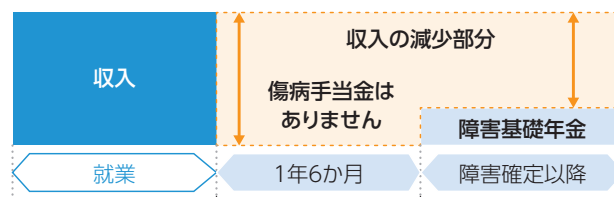
働けなくなったとき、公的保障はありますが、必ずしも十分といえない場合も…

会社員・公務員等と自営業者・専業主婦(主夫)等で受け取れる金額は異なります

【会社員・公務員等】



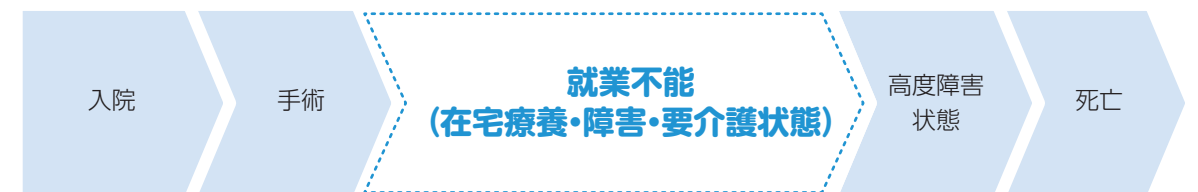
【自営業者・専業主婦(主夫)等】



傷病手当金 (健康保険制度)	業務外の事由による病気やケガで連続して4日以上仕事に就けず、給与の支払いがなかった場合に、休業した期間に対して支給されます。支給期間は、支給開始日から最長で1年6か月です(健康保険組合によっては延長される場合もあります)。支給金額は、給付を受ける月以前12か月の各月の標準報酬月額の前月平均額の約3分の2となります(一般的に国民健康保険の加入者には傷病手当金はありません)。
障害年金 (年金制度)	障害年金は、初診日から1年6か月経過後(またはそれ以前に症状が固定されたとき)、障害等級(障害基礎年金は1～2級、障害厚生年金は1～3級)に該当する状態と認められた場合、初診日に加入していた年金制度から障害の程度や家族構成等に応じて支給されます。障害厚生年金は、障害等級1～2級に該当する状態になったとき、障害基礎年金に上乗せして、被保険者期間の給与に連動した金額(報酬比例の年金額)をもとに障害等級によって算出した額が支給されます。

Check!

働けなくなったときに
医療保険や死亡保険ではカバーしきれない、
「保障の空白領域」が存在します。



この「保障の空白領域」を埋めることが大切です!

[注] 2020年10月現在の制度にもとづいて概要を記載しています。
詳細は厚生労働省や日本年金機構のホームページ、またはご加入の健康保険窓口等でご確認ください。

「働けなくなる」

とはどういうことでしょうか…、具体的に見ていきましょう。

「働けなくなる」とは… その 原因や影響を見てみましょう。

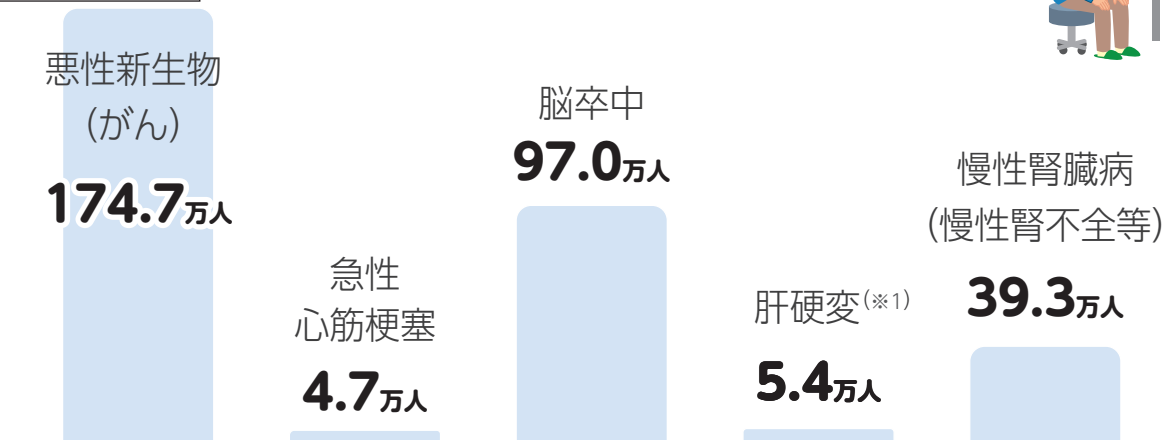
働けなくなる原因は？

働けなくなる原因として**5疾病**があります。

5疾病による患者数は、**321.1万人**にも！



5疾病とそれぞれの患者数



(※1) アルコール性のものを除く

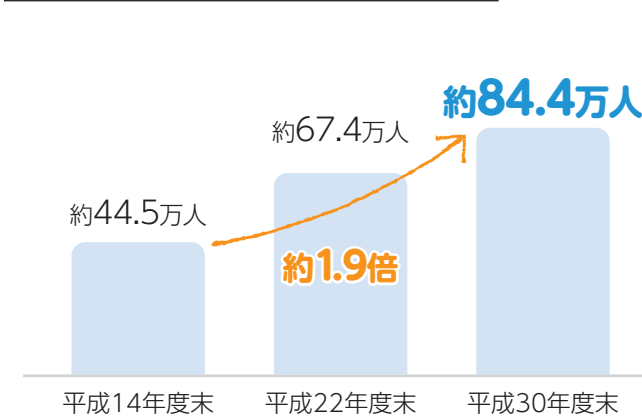
出典:厚生労働省「平成29年患者調査」より、「5疾病」に該当する主な疾病を東京海上日動あんしん生命で抽出したデータ(20歳以上)



病気やケガによる**障害・介護も心配**です。

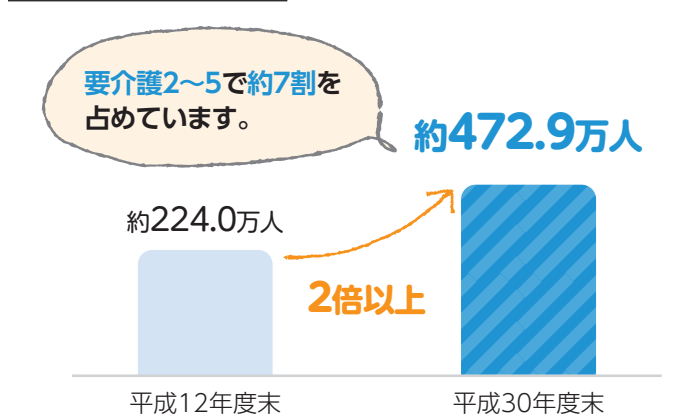
障害年金受給者と要介護認定者は、増加しています！

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移



出典:厚生労働省「平成14年度・22年度・30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」(20歳前障害による受給者を除く)

要介護認定者の推移



出典:厚生労働省「平成30年度介護保険事業状況報告」

生活への影響は？

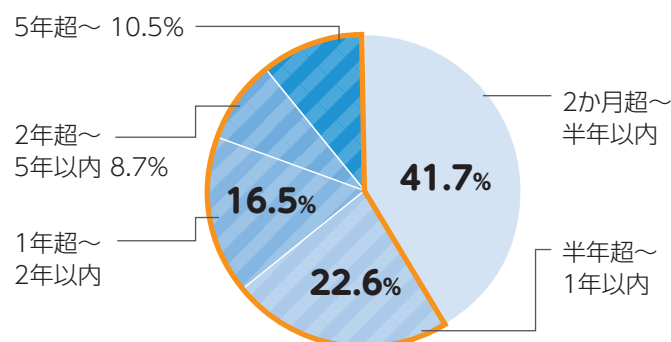


休職期間が長期化し、復職しても**収入が減る場合も…**

働けなくなった場合、**休職期間が長期化**することがあります。

2か月休職した場合、復職に半年以上かかる人が**約6割も！**

2か月超休職者の休職期間

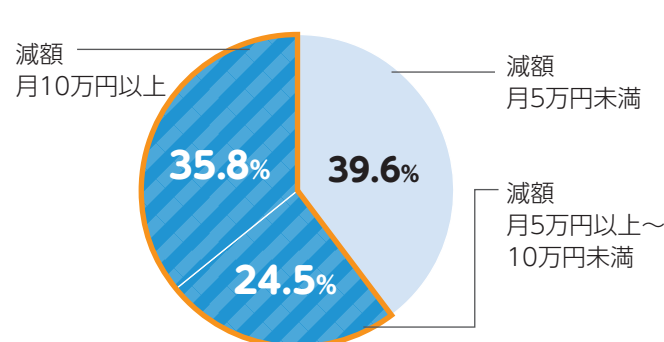


[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっていません。「就業不能に関する調査」東京海上日動あんしん生命調べ(2020年8月)

復職しても、**収入が元に戻らない**ことがあります。

月の収入が5万円以上減額した人が**6割以上！**

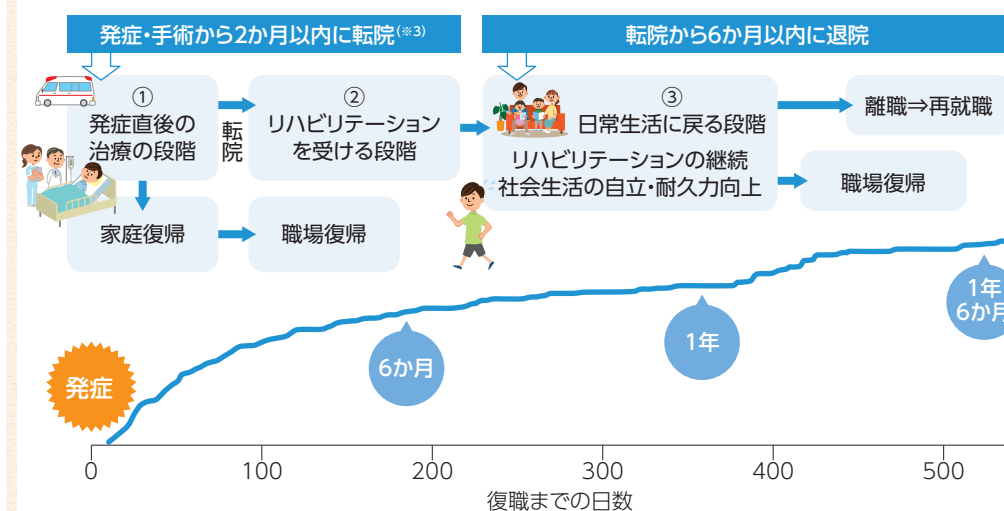
復職して、収入が元に戻らなかった人の減った収入額



減ってしまった収入をカバーするために、早く**復職したいけれど…**

たとえば脳卒中の場合、発症から1年半後に復職できる人の割合は、**40%～50%ほど**です！

【脳卒中発症後の経過と復職率(※2)のイメージ】



(※2) 脳卒中を含む脳血管疾患の患者のうち、元の職場や会社等に職場復帰した患者の割合

(※3) 日本の医療制度では、脳血管疾患の患者がリハビリテーション専門の病院(病棟)に転院(転棟)する場合には、発症又は手術から2か月以内に転院(転棟)することと決められています。また、脳血管疾患の患者がリハビリテーション専門の病院(病棟)において入院可能な日数は最大150日～180日と決められています。

出典:厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(令和2年3月改訂版)」より引用、一部改変

あなたの夢をかなえるために、『そなえ』について考えてみませんか？

「あんしん就業不能保障保険」は、
お客さまの必要な保障に合わせ てプランをお選びいただけます。

	保障内容	給付金支払期間・最低支払保証期間のタイプ	給付金支払期間	最低支払保証期間	保険料払込みの免除
幅広い保障をご希望の方に 5疾病・障害・介護保障プラン	就業不能保障保険(Ⅲ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護	Aタイプ	2年	2年	以下の①～③のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ① 左記の各プランに応じた就業不能保険金のお支払事由に該当したとき ② 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ③ 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき オプション 特定疾病保険料払込免除特則 特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合、上記の保険料払込みの免除のほかに、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ① 初めて悪性新生物(※2)と診断確定されたとき ② 心疾患または脳血管疾患(※2)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき
		Bタイプ(※1)	5年	2年	
		Cタイプ	5年	5年	
		Dタイプ	保険期間満了日まで	2年	
		Eタイプ	保険期間満了日まで	5年	
5疾病のリスクに備えたい方に 5疾病保障プラン	就業不能保障保険(Ⅱ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護	Aタイプ	2年	2年	
		Bタイプ(※1)	5年	2年	
		Cタイプ	5年	5年	
		Dタイプ	保険期間満了日まで	2年	
		Eタイプ	保険期間満了日まで	5年	
障害・介護に備えたい方に 障害・介護保障プラン	就業不能保障保険(Ⅰ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護	Dタイプ	保険期間満了日まで	2年	
		Eタイプ	保険期間満了日まで	5年	

さらに3つのポイント

ポイント1 喫煙の有無 健康状態 等が基準を満たした場合、
保険料が割安になります。＜区分保険料率適用特約＞
詳しくは P.11 「適用する保険料率について」をご確認ください。



ポイント2 就業不能保険金の支払対象となった場合、
定期的なご申告をいただくことなく、継続的に
給付金をお受取りいただけます。

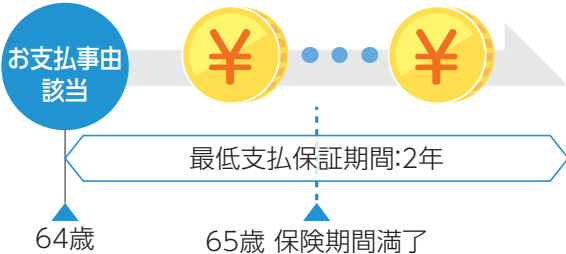


- 東京海上日動あんしん生命所定の様式による医師の診断書をご提出いただくだけで、勤務先からの休業証明や収入証明などのご提出は不要です。
- 所定の状態から回復した場合でも、給付金支払期間中は給付金をお受取りいただけます。

ポイント3 最低支払保証期間があります。

お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たないときは、「最低支払保証期間」を通じて毎月所定の給付金をお支払いします。

たとえば、保険期間:65歳まで、
最低支払保証期間:2年のご契約で、
64歳でお支払事由に該当した場合は
右図のようになります。



(※1) お支払事由に該当した時期によっては、給付金支払期間が5年未満となる場合があります。(※2) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

働けなくなったとき、
毎月のお給料のように**就業不能保険金**をお受取りいただけます！

ご契約例

<プラン共通> ●ご契約年齢:30歳 ●保険期間・保険料払込期間:65歳まで ●給付金支払期間:保険期間満了日
月払保険料(口座振替扱) <5疾病・障害・介護保障プラン>男性5,570円 女性6,050円 <5疾病保障プラン>

5疾病による入院・在宅療養状態

5疾病で入院

5疾病初期入院給付金

20万円

月額10万円×2

5疾病で所定の入院・在宅療養状態に該当

40歳(ご契約から10年1か月)

就業不能保険金

10万円 10万円 10万円 10万円 10万円 ... 10万円

月額10万円×300回【25年】

65歳

ご契約

入院

入院・在宅療養状態 60日超

保険期間満了日まで

オプション

特定疾病保険料払込免除特則

就業不能保険金のお支払事由に該当で以降の保険料お払込み不要

病気やケガによる障害・介護が必要な状態

交通事故でケガ

病気やケガで所定の障害状態に該当
または 病気やケガで介護が必要な所定の状態に該当

40歳(ご契約から10年1か月)

就業不能保険金

10万円 10万円 10万円 10万円 10万円 ... 10万円

月額10万円×300回【25年】

65歳

ご契約

ケガ

障害・介護が必要な状態

保険期間満了日まで

オプション

特定疾病保険料払込免除特則

就業不能保険金のお支払事由に該当で以降の保険料お払込み不要

就業不能保険金の受取方法を選べます！

毎月の給付金にかえて、就業不能保険金の一時支払を選択することができます。

ご契約例で、40歳のときに就業不能保険金のお支払事由に該当した場合

毎月受取の場合
毎月給付金を受け取る方法

3,000万円
月額10万円×300回【25年】

一時金受取の場合
一時金として受け取る方法

2,460万円

*保険金の一部を一時金として受け取り、残りを毎月受け取る方法もあります。

保険金等の種類	5疾病による入院時の出費に	働けなくなったときあなたとご家族をサポート		
	5疾病初期入院給付金	就業不能保険金		
お支払事由の概要	5疾病(※1)の治療を目的として所定の入院をしたとき (支払限度回数:保険期間を通じて1回)	5疾病による所定の入院・在宅療養状態★	所定の障害状態★	介護が必要な所定の状態★
		5疾病(※1)による入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき	病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ①国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき(※2) ②身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき ③特定生活障害状態に該当したとき	病気やケガにより、以下のいずれかの介護が必要な状態に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき
お受取り方法 等	基準給付金月額2か月分をお受取り	基準給付金月額	を給付金支払期間満了日まで毎月お受取り(※3)	* 毎月受取 にかえて 一時金受取 を選択することもできます

幅広い保障をご希望の方に
5疾病・障害・介護保障プラン

5疾病のリスクに備えたい方に
5疾病保障プラン

障害・介護に備えたい方に
障害・介護保障プラン

保険料払込みの免除

以下の①～③のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。
①各プランに応じた就業不能保険金のお支払事由に該当したとき
②病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
③不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

オプション

特定疾病保険料払込免除特則

左記の保険料払込みの免除のほか、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。
①初めて悪性新生物(※4)と診断確定されたとき
②心疾患または脳血管疾患(※4)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※1)悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます(上皮内新生物は対象になりません)。(※2)精神の障害を原因として障害等級2級に(※4)上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

該当した場合を除きます。(※3)就業不能保険金のお支払事由に複数該当しても、就業不能保険金は重複してお支払いしません。

悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 P.3 「1 悪性新生物に関する不担保期間について」をご覧ください。

78

就業不能保険金のお支払対象となる5疾病と、それぞれの状態について

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは

5疾病とは？

- 悪性新生物※1
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中
- 肝硬変
- 慢性腎不全※1



をいいます。

※1詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 P.3 「2 就業不能保険金について」をご覧ください。

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは？

次の①～③のいずれかの状態をいいます。
ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。

- ① 5疾病の治療を目的として、所定の入院をしている状態
- ② 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療に専念している状態
- ③ 5疾病を直接の原因とする所定の高度障害状態

所定の障害状態とは

- 下記の(1)～(3)のいずれかに該当したとき
- (1) 国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき※2
 - (2) 身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
 - (3) 特定生活障害状態に該当したとき



※2)精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

国民年金法に定める障害等級1級または2級とは？

たとえば以下のような状態と認定されることをいいます。

1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態
2級	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

出典:(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2020年8月改訂版)

身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級とは？

病気やケガなどにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される状態と認定されることをいいます。
(例)体幹の機能障害の場合

1級	座っていることができない
2級	座っている姿勢を保つことが困難
3級	歩行が困難

出典:厚生労働省「身体障害者障害程度等級表」をもとに東京海上日動あんしん生命で作成

特定生活障害状態とは？

次の①～③のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。

- ① 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害
- ② 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害
- ③ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状

介護が必要な所定の状態とは

- 下記の(1)または(2)に該当したとき
- (1) 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
 - (2) 要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき



公的介護保険制度の

要介護2以上とは？

以下のような状態が認定の目安になります。

要介護2 (軽度の介護)	食事や排泄に何らかの介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持、	歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3 (中等度の介護)	食事や排泄に一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持 入浴や衣服の着脱などに全面的	などがひとりでできない。 な介助が必要。
要介護4 (重度の介護)	食事の一部介助が必要。 排泄、入浴、衣服の着脱などに 立ち上がりや両足での立位保持	全面的な介助が必要。 がひとりでほとんどできない。
要介護5 (最重度の介護)	食事や排泄がひとりでできない 歩行や両足での立位保持は 意思の伝達がほとんどできない	など、日常生活を遂行する能力は著しく低下し、 ほとんどできない。 場合が多い。

出典:(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動あんしん生命で作成

要介護状態とは？

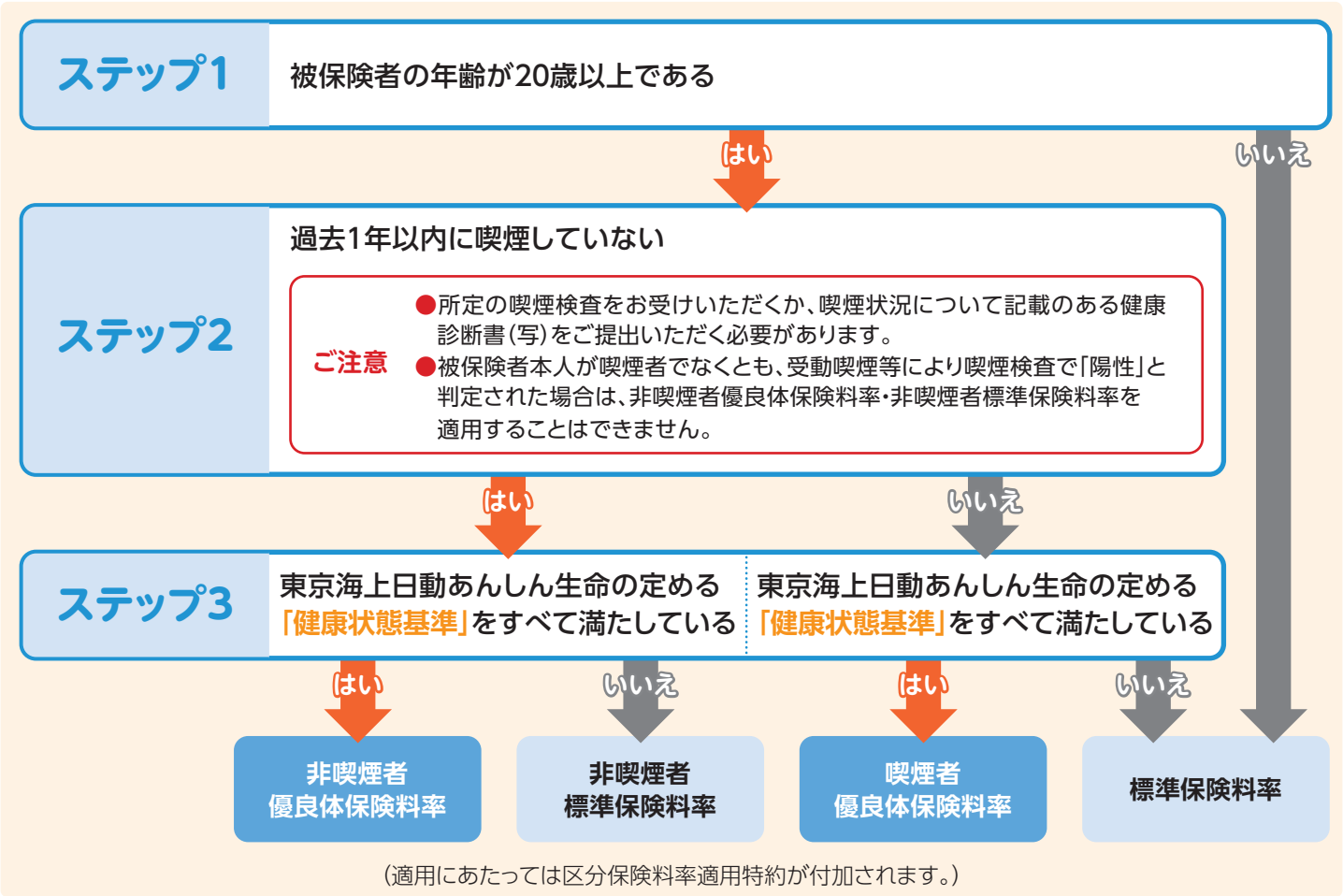
次の①または②のいずれかの状態をいいます。
ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は、
要介護状態とはいいません。

- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない
イ.衣服の着脱が自分ではできない
ウ.入浴が自分ではできない エ.食物の摂取が自分ではできない
オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、
公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

適用する保険料率について

被保険者の喫煙状況や健康状態等が東京海上日動あんしん生命の定める基準を満たす場合、標準保険料率よりも**割安な保険料**でお申込みいただけます。



健康状態基準

非喫煙者優良体保険料率、喫煙者優良体保険料率を適用するためには、健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。

基準①

体格(BMI):18以上27以下であること

BMI(ボディ・マス・インデックス)=体重(kg)÷{身長(m)}²

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

基準②

血圧値:下記の範囲内であること

最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下かつ
最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下

<月払保険料例> 下記ご契約例で、適用する保険料率別の保険料は以下のとおりです。

ご契約例 (30歳・男性)	●5疾病・障害・介護保障プラン ●最低支払保証期間:2年	●保険期間・保険料払込期間:65歳まで ●基準給付金月額:10万円	●給付金支払期間:保険期間満了日まで ●特定疾病保険料払込免除特則付加	●月払・口座振替扱
非喫煙者優良体保険料率	非喫煙者標準保険料率	喫煙者優良体保険料率	標準保険料率	
5,570円	5,820円	6,380円	6,640円	

- ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、東京海上日動あんしん生命はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 「優良体」とは、この特約における東京海上日動あんしん生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

さまざまなサービスで、お客さまをサポートします。

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

このサービスは、この保険にご加入の被保険者さまが無料でご利用いただけます。

Medical Note for 東京海上グループ

Webサービス

提供：株式会社メディカルノート

たとえば

がんと診断され、主治医から複数の治療方法について説明を受けたが、決められない。セカンドオピニオンを聞きたい…

セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約※1)ができます。

ほかにも

オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで手軽に医師・看護師に相談できます。

かかりつけの医師から大きな手術が必要だと言われた。専門医で受診したいけど、どうしたらいいのだろう…

医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約※1)ができます。

病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる医療情報や病気・治療解説等を調べられます。

サービスのご利用は専用ホームページから

https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/

スマホはこちらから!

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、専用ホームページの注意事項をご確認ください。

(※1) 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。予約可能な病院等がお近くになくても、ご希望の医師の受診可否をお知らせできる場合があります。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

職場復帰に向けた疑問や不安の解消をサポート

このサービスは、この保険の保険金支払事由に該当された場合に、ご加入の被保険者さまとそのご家族が無料でご利用いただけます。

職場復帰支援サービス

コールセンター
0120-567-771

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社・株式会社日本マンパワー

【受付時間】平日9:00～20:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

病気や介護による休職から職場復帰に向けて、お客さまの様々な不安やお悩みをお伺いし、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイスをご提供します。

キャリアコンサルタント※2)による支援

臨床心理士による支援

キャリアコンサルタントが、スマートフォンやタブレット、対面※3)等による1対1での個別コンサルティングを通じて、職場復帰に向けたお気持ちの整理のサポートやスキルアップ等のアドバイスを行います。

臨床心理士が、お客さまの心身の状態や会社の制度・規定等をお伺いしたうえで、職場復帰に向けた具体的なアドバイスを行います。また、職場復帰後のお悩みについてもサポートを行います。

＜ご利用イメージ＞

病気や介護による休職

ご連絡・ご予約
職場復帰支援サービス
コールセンターへ

臨床心理士によるヒアリング
臨床心理士がお客さまの状況をお伺いしたうえで、お客さまに合ったサービスをご提案します。

キャリアコンサルタントによる支援のお申込み※4)

キャリアコンサルタントによる支援

臨床心理士による支援

職場復帰

(※4) 専用ホームページでお客さまにお手続きいただけます。専用ホームページへのアクセス方法等の詳細につきましては、職場復帰支援サービスコールセンターにてご案内します。

* サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

11

12

ご検討にあたりご注意くださいこと



ご契約の際には

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

1 悪性新生物に関する不担保期間について

以下主契約・特則には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

主契約・特則	不担保期間のお取扱い
あんしん就業不能保障保険 ^{※1} (主契約)	悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、 就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払いはできません。 ^{※2} この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 就業不能保険金・5疾病初期入院給付金のお支払い^{※2}はできません。
特定疾病保険料払込免除特則	悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません。 この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません。

※1 障害・介護保障プラン(保険契約の型がⅠ型)で特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合を除きます。
※2 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

2 保険料払込みの免除について

以下いずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を付加した場合で、免除事由に該当したとき（免除事由は [6ページ](#) ）

<特定疾病保険料払込免除特則について>

- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療^{※3}に該当する手術をいいます。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物^{※4}、心疾患^{※4}、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。

※3 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
※4 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象となりません。

なお、就業不能保険金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料をお払込みいただく必要はありません。

3 就業不能保険金のお支払方法について

就業不能保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

お支払方法	説明	ご注意
月払給付	給付金支払期間満了日まで ^{※5} 、基準給付金月額を毎月お支払いします。	お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。	お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、給付金支払期間を保険期間満了日までとした場合等は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逦減します。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

※5 給付金支払期間を年数で定めた場合、就業不能保険金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときは、保険期間満了日までを給付金支払期間とします。

4 就業不能保険金について

- 保険契約の型(Ⅰ～Ⅲ型)に応じてお支払いの対象が異なります。
- 就業不能保険金のお支払事由に複数該当しても、就業不能保険金は重複してお支払いしません。
- 次のいずれかに該当した場合、ご契約は消滅します。
 - ・ 月払給付の場合：給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
 - ・ 一時支払の場合：保険金をお支払いしたとき
- 就業不能保険金の月払給付を行う場合、給付金支払期間の開始後に被保険者が死亡したときは、給付金の未支払分の現価を一時にお支払いします。

5 5疾病初期入院給付金について

- 就業不能保険金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

6 この保険の対象となる悪性新生物・心疾患・慢性腎不全について

- 悪性新生物は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。**上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。**また、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
- **心疾患には、高血圧性心疾患は含まれません。**
- 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

7 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険には、保険料払込期間中の**解約返戻金はありません。**

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

8 保険金・給付金のお支払事由等の変更について

- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、**保険金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由を変更することがあります。**その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

9 更新について

- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

10 死亡保険金について

- この保険には死亡保険金はありません。
(被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)

11 契約者配当について

- この保険には、契約者配当金はありません。

12 保険金額・給付金額の設定額について

- 被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金額の上限までご加入できないことがあります。

13 お取扱いについて

- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。